

平成29年度三豊市産品PR事業出展者募集要項

三豊市の主要産業の一つである食品産業の魅力を発信するとともに、関連する企業の販路開拓を支援するため、国内最大級の食品関連見本市「第52回スーパーマーケット・トレードショー2018（以下「展示会」という。）」に、平成29年度三豊市産品PR事業として、公益財団法人かがわ産業支援財団及び香川県、三豊市（以下「財団等」という。）が連携し、三豊市ブースを出展します。

1. 出展見本市について

【第52回スーパーマーケット・トレードショー2018】

- (1) 主催者 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会
- (2) 会 期 平成30年2月14日（水）～2月16日（金） 3日間
- (3) 会 場 幕張メッセ
- (4) 来場者 約86,000人（前回実績※86,768人）
- (5) 特 長
 - ・スーパーマーケット、百貨店、飲食店、卸、食品メーカー等の明確な目的を持った関係者が多数来場。
 - ・小売業界において決裁権を持つ経営者等を積極的に招待。
 - ・試食、試飲や実演が可能。
 - ・香川県ブースの中に、三豊市ブースを設置し、共同出展することにより、来場者の注目度を高められる。
 - ・単独出展と比べ、出展費用を抑えられる。

2. 三豊市ブースについて

- (1) 三豊市ブース出展小間数
2小間（1小間：9㎡）
- (2) 出展ゾーン
地方・地域産品ゾーン（日本各地のこだわり食品で構成されるゾーン）の香川県ブース内
- (3) 1者当たりの展示スペース
 - ・1者当たり1展示スペースの出展とします。
 - ・展示スペースは、1.2m×1.7m程度を予定していますが、三豊市ブースの配置場所やブース内レイアウトにより、変更の可能性があります。
 - ・展示スペースの割り当ては、出展者数及び出展商品等を考慮したうえで決定します。

3. 募集内容等について

(1) 募集事業者数 4事業者程度

(2) 募集対象事業者

以下の要件全てを満たす者とします。

- ①市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、食料品、飲料関連製品の製造を行う者。
- ②展示会出展後も、市外へ売り込み意欲のある者。
- ③開催期間中、商品説明や商談のために担当者を出展ブースに常駐できる者。
- ④県税及び市税を滞納していない者。

(3) 出展対象商品

市内の事業所で製造、加工された商品

(4) 出展事業者決定

審査会を開催し、出展申込書等について、出展申込者にプレゼンテーションを行っていただき、審査の上、出展者を決定します。

※審査会の日時につきましては、後日連絡します。（8月上旬予定）

※審査の経過は通知しないものとし、出展の可否のみ通知します。

■ 審査項目

①出展の目的・妥当性
②代表的出展商品の魅力
③代表的出展商品の市場性
④代表的出展商品の安全性・信頼性
⑤過去の出展回数
⑥三豊市補助金、認定制度の利用・認定

(5) 出展の辞退

出展決定後は、原則出展の辞退は認めかねます。やむを得ず出展の辞退を認めた時には、財団等で他の出展者を決定します。

(6) 出展者負担

- ①出展参加料：40,000円
- ②試食用容器、調理器具等
- ③展示台等のリース・レンタル代
- ④設備使用による電気工事費
- ⑤商品・販促資材等の輸送費

(7) 三豊市負担

- ①三豊市ブース出展小間料
- ②三豊市ブース看板等装飾費

4. 応募方法等について

(1) 提出書類（各1部）

- ・ 三豊市ブース出展申込書（出展商品データ含む）
- ・ 企業案内、商品カタログ（商品の内容が分かるもの）等
- ・ 法人の登記簿謄本（個人事業主の場合は、代表者の住民票）
- ・ 直近の貸借対照表、損益計算書等の経営状況が分かる書類
- ・ 直近3か月以内に発行された納税証明書
 - ① 県税：入札参加資格審査等申請用（県税事務所等が発行）
 - ② 市税：市税完納証明書

(2) 募集期限

平成29年7月28日（金）午後5時まで

(3) 申込先・問い合わせ先

三豊市役所産業政策課

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1

Tel：(0875) 73-3013 Fax：(0875) 73-3022

E-mail：sangyou@city.mitoyo.kagawa.jp

5. その他留意事項

- (1) 出展者決定後、説明会を行います。（後日、個別に連絡します。）
- (2) 提出書類等の返却・返品はいたしません。
- (3) 出展者は、展示スペースを転貸することはできません。
- (4) 出展者は、別添出展規定を遵守してください。
- (5) 天災等、不可抗力の事故により展示会会場が使用不可となった場合、または展示会が中止になった場合、その損害については、財団等は一切その責任を負いません。
- (6) 出展後、出展者は出展報告書を提出していただきます。